

令和7年度「県産農林水産物重点プロモーション業務（豚肉加工品）」

委託仕様書（公募用）

1 業務の名称

令和7年度県産農林水産物重点プロモーション業務（豚肉加工品）

2 目 的

県では、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれるおいしい千葉の農林水産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、ちば豚肉加工品ブランディング推進協議会（以下、協議会という）が行う銘柄豚肉を活用した“統一感のある”加工品の開発を支援し、県産豚肉の「おいしさ」と「千葉県が全国トップクラスの養豚県」であることについて、県民の認知度向上を図るために実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

4 実施方針

（1）ターゲット層

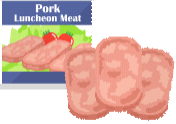
協議会は以下の要件を満たす者をターゲット層とし、これに適した商品開発を行う。

- ・ 購入決定権を持つ人
- ・ 高くても良い品質の商品を求める人
- ・ お中元、お歳暮を贈る人

(2) 開発する商品

商品開発する豚肉加工品は、以下のような種類を想定する（以下、ソーセージという）。

(①～⑨引用：日本ハム・ソーセージ工業協同組合 HP)

①ウインナーソーセージ	②フランクフルトソーセージ	③ボロニアソーセージ	④リオナソーセージ	⑤加圧加熱ソーセージ
				
⑥セミドライソーセージ	⑦ドライソーセージ	⑧無塩漬ソーセージ	⑨混合ソーセージ	⑩その他（ランチョンミート）
				

<実施時期>

商品開発のコンサルティング 9月（研修会・意見交換会）
9～10月（商品の試作・検討①）
1月（商品の試作・検討②）

試食アンケート調査 2月（飲食店*担当者・顧客向け等）

商品のブラッシュアップ 3月（試作品の完成、検討会）

※飲食店：基本的にはターゲット層に適した飲食店を指すが、その目的により、ターゲット層に適すると考えられる場合は飲食店に限定しない。

5 委託業務の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画の提案及び実施を行うこと。

また、企画提案書では実施内容、業務フロー、人員配置体制を明らかにし、下記に示した業務が遂行可能であることが客観的に理解できるような内容を示すこと。

(1) 商品開発のコンサルティング

ア ターゲット層に適した飲食店の提案

県産豚肉の「おいしさ」と「千葉県が全国トップクラスの養豚県」であることについて、県民の認知度向上を図るため、上記4（1）で示したターゲット層をもとに、ペルソナ設定を1件以上提案すること。

また、ターゲット層に適した飲食店（以下、飲食店という）について3店舗以上（うち、最低1件は県内店舗とする）提案すること。

なお、下記事項について考慮の上、飲食店の提案をすること。

- ① 飲食店が「おいしさの価値を体感できる場所であること」、「その店舗で取り扱われること自体がPRになること」について考慮すること。

【提案店舗例】

- ・ ビールを提供している飲食店
 - ・ 百貨店レストラン
- ② 飲食店が以下について協力することを前提とすること。
 - ・ 飲食店の担当者等が商品開発に参加し、当該店舗での具体的な取り扱いに向けてアドバイスをを行うこと。
 - ・ 飲食店の関係者や顧客に対し、試食アンケート調査が可能であること。
 - ③ 飲食店がターゲット層に適している理由を具体的に示すこと。

イ ターゲット層に適した商品の提案

- ・ 商品開発に当たっては、上記アで提案した飲食店で具体的に取り扱いができるようなものとする。
- ・ 開発する豚肉加工品は上記4（2）で示したソーセージとし、「千葉県ならではの要素を入れ、ストーリー性のある商品とする。

なお、企画提案書の提出に当たっては、開発する商品を2例以上提案することとし、開発する商品のコンセプト（ストーリー性）、ターゲット層への訴求ポイントについて具体的に示すこと。

- ・ 使用する豚肉は県産銘柄豚肉※とし、最終的には協議会及び県と協議のうえ決定する。

なお、製造の際は、複数の県産銘柄豚肉を混合する点も考慮すること。

※ 銘柄豚肉…品種・飼料・飼育環境等にこだわりがあり、安全・安心なおいしい県産豚肉であること。

（参照）チバザポーク販売推進協議会

https://chibathepork.jp/participation_brand_list

- ・ 試作品の製造先については、協議会及び県と協議のうえ決定する。
ただし、提案することは妨げない。
- ・ 商品コンセプトについては、協議会の意向を十分に尊重し、関係者間との連携を密に行うこと。

ウ 研修会・意見交換会の開催について

- ・ 取組に必要な研修会・意見交換会*を1回以上開催すること。

なお、上記アで提案した飲食店の担当者及び必要に応じて専門家を配置するなど、ターゲット層に適した商品開発ができるようなコンサルティングを行うこと。

※ 商品開発やプロモーション全般に係る流れや考え方について説明する（趣旨説明・参加者の目合わせ、認識共有）。

また、商品のコンセプトに係る協議会の考え方を踏まえながら、協議会がより効果的に商品開発に取り組めるようにすること。

- ・ 試作品の作成を支援し、協議会員等の関係者による試食・検討会を2回程度実施し、商品のブラッシュアップを行うこと。

企画提案書の提出に当たっては、企画概要、研修会・意見交換会や試食・検討会の実施時期を含む年間スケジュール、参加する飲食店担当者・専門家の役割について具体的に示すこと。

<委託事業者の役割>

事業者との連携調整、研修会・意見交換会開催に係る連絡調整、当日のコンサルティング（専門的なアドバイスを含む）の実施。

（２）試食アンケート調査

- ・ ターゲット層に適した飲食店において、飲食店関係者や顧客向けに試食アンケートを1回以上実施すること。

なお、ターゲット層に適した店舗等であれば、飲食店での実施に限定しない。

- ・ 試食アンケート用の試作品の製造先については、協議会及び県と協議のうえ決定する。ただし、提案することは妨げない。

なお、企画提案書の提出に当たっては、試作品の完成度が効果測定に反映されることを考慮のうえ、企画概要、実施先・実施時期（期間）・調査方法・調査項目・サンプルサイズについて具体的に示すこと。

<委託事業者の役割>

試食アンケート調査の実施及び結果の分析・とりまとめ。

（３）商品のブラッシュアップ

（２）の試食アンケート調査の結果を参考に、ターゲット層に適した商品とすべく、更なるブラッシュアップを行い、完成度を高めること。

実施に当たっては、ターゲット層に適した飲食店の担当者及び必要に応じて専門家を配置し、効果的にブラッシュアップができるようなコンサルティングを行うこと。

なお、開発商品に関する権利は協議会が持つことを前提とすること。

企画提案書提出に当たっては、企画概要、参加する飲食店担当者・専門家の役割について具体的に示すこと。

<委託事業者の役割>

検討会の開催に係る連絡調整、当日のコンサルティング（専門的なアドバイスを含む）の実施。

※ 試作品の検討会・試食アンケート調査に係る一切の経費については、委託費に含めること。

（４）効果測定

本業務の実施結果について効果測定を行うこと。効果測定の手法については、県と協議の上で決定すること。

ただし、いずれの方法においても、本業務の目的達成に寄与した点が明確になるよう、測定項目を定め、実施し、報告するよう留意すること。

（５）その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めること。

6 報告書の作成

事業完了時に、下記（１）～（４）及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

なお、下記（１）の記録写真等については、県が求めた場合、速やかに提出すること。

（１）記録写真等

５（１）から（３）及び（５）により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

（２）掲載記事の収集

本業務を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

（３）効果測定結果

本業務の効果測定（５（４）により実施した内容）の結果を報告すること。

(4) 制作物

制作物については、印刷用電子データ（A I 等）で県に納品すること。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・ 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

8 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、

変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

（３）事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。

また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

（４）経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

９ 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

10 法令遵守及び安全管理

（１）関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

（２）安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

（３）作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

12 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(4) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託者において協議の上決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。